

平成 24 年 7 月 18 日
健康福祉常任委員会資料

生活の安全安心の確保

- ・ 安全安心な消費生活の推進について
- ・ 生活衛生の確保対策の推進について

健康福祉部生活消費局

消費生活課

生活衛生課

目 次

【安全安心な消費生活の推進について】

- 1 消費生活相談・対応力の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 中核的な役割を担う消費生活リーダーの養成・活動支援・・・・・・・・ 5
- 3 次世代への消費者学習の継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 事業者の自主統制力の確立・向上への支援・・・・・・・・・・・・・・ 9

【生活衛生の確保対策の推進について】

- 1 食の安全安心の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 水道の整備と衛生対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 生活衛生営業指導対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 生活環境の衛生確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 5 動物愛護管理対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

資 料 編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

用 語 編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

(注) 資料中で注釈番号を付している用語 [例：〇〇(※1)] について、解説を記載している。

【安全安心な消費生活の推進について】

消費者トラブルの複雑化・多様化、悪質商法の巧妙化など、消費生活を取り巻く状況が深刻さを増すなか、(1)消費生活相談・対応力の充実強化、(2)中核的な役割を担う消費生活リーダーの養成・活動支援、(3)次世代への消費者学習の継承、(4)事業者の自主統制力の確立・向上への支援の4つの柱で、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指した取組を推進する。

1 消費生活相談・対応力の充実強化

県内全市町に設置(平成22年12月：全国初)された消費生活センターと、生活科学総合センター及び6地域の県消費生活センター(以下「6地域センター」という。)が連携し、複雑化・多様化する消費者トラブルへのより高度な対応を図るため、県・市町一体となった相談対応のさらなる充実強化を推進する。

(1) 相談対応(70,814千円)

ア 消費生活相談の実施

(ア) 消費生活相談・あっせんの実施

契約トラブルや製品の安全性に関する相談等に迅速・的確に対応するため、生活科学総合センター及び6地域センターに消費生活相談員(各センター2名)を配置し、相談者への適切な助言、情報提供や事業者へのあっせんを実施する。

センター名	所在場所	所管地域
生活科学総合センター	ポートアイランド(神戸市)	神戸、阪神南、阪神北
東播磨消費生活センター	県民局本庁舎2階(加古川市)	東播磨、北播磨
中播磨消費生活創造センター	県民局本庁舎2階(姫路市)	中播磨
西播磨消費生活センター	県民局本庁舎1階(上郡町)	西播磨
但馬消費生活センター	県民局本庁舎1階(豊岡市)	但馬
丹波消費生活センター	丹波の森公苑1階(丹波市)	丹波
淡路消費生活センター	県民局本庁舎2階(洲本市)	淡路

<平成23年度実績>

相談件数 46,680件(県8,412件、市町38,268件)

相談内容 携帯電話やインターネットの有料サイトトラブル
フリーローン、サラ金に関するトラブル

賃貸住宅退去時の敷金返還と原状回復に関するトラブル 等

(イ) 週末消費生活相談ダイヤルの設置

平日に相談しにくい勤労者等のために、神戸市と共同で「週末消費生活相談ダイヤル」を設置し、土曜日及び日曜日の電話相談を実施する。

<平成23年度実績>

相談件数 1,659件

(ウ) 多重債務者対策の推進

県の相談窓口（生活科学総合センター・6地域センター、さわやか県民相談、消費者金融相談）及び市町消費生活センターにおける日常的な相談対応のほか、兵庫県多重債務者対策協議会（国、県、市町、弁護士会、司法書士会等）による相談強化キャンペーンを開催し、債務整理相談、生活再建相談、こころの相談に一元的に対応する。

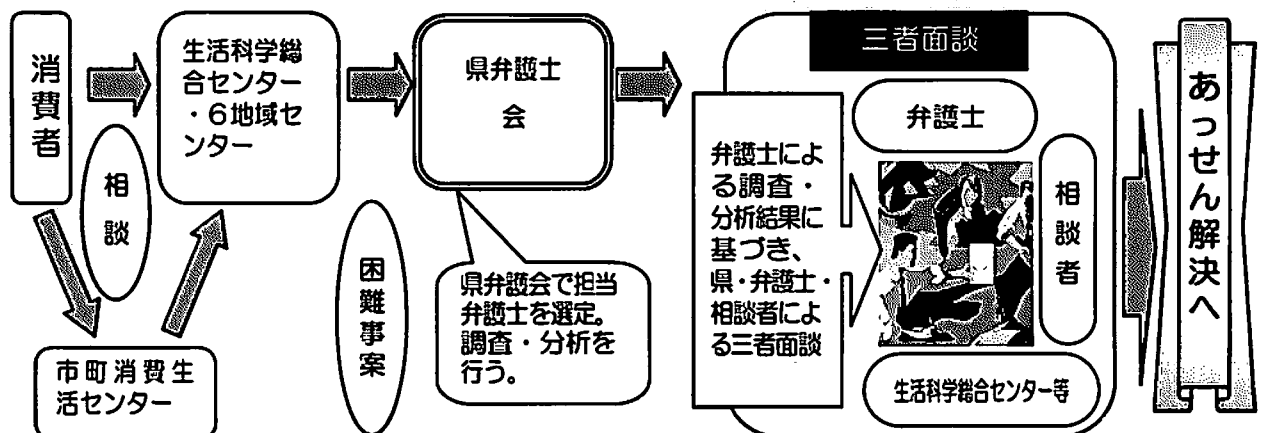
<平成 23 年度実績>

相談件数 1,916 件（県 331 件、市町 1,585 件）

イ サポート体制の整備

(ア) ひょうご安心サポートシステムの推進

法的知識が必要な困難な相談に迅速・的確に対応し、あっせん機能の強化を図るため、県弁護士会との協定（平成 21 年 10 月 22 日締結）に基づき、事例検討会や巡回相談等に加え、相談者、弁護士、生活科学総合センター・6地域センターによる三者面談を実施する。



<平成 23 年度実績>

名称	内容	回数
三者面談	あっせん解決が困難な事案について、弁護士に調査・分析を依頼。その結果に基づき相談者、弁護士、センターで面談。	18回
事例検討会	新しい手口等過去に解決した経験が乏しい事案について、県・市町消費生活相談員等が出席する検討会を開催し、専門家から助言。	12回
巡回相談	消費生活相談員、職員の相談対応能力向上のため、専門家が6地域センターを巡回。	36回
随時相談	相談の処理・解決にあたって早期・緊急に助言を必要とする場合に、電話、FAX等により専門家に相談。	14回

(イ) P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム) 整備体制への支援

消費生活センターの全市町設置に伴い、市町職員等の P I O - N E T 活用を支援するため、生活科学総合センターにおいて、研修会、助言等を実施する。

ウ 商品テスト等の実施

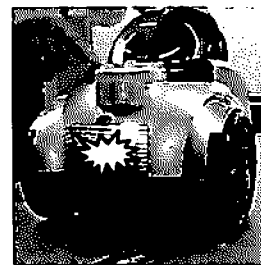
(7) 苦情原因究明テストの実施

被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費生活相談の中から疑義の生じた商品について、生活科学総合センターにおいて、関係試験研究機関とも連携して原因究明テストを実施する。

<平成 23 年度実績> 54 件

<主な内容>

- ・サイクロン式クリーナーの内部から火花と騒音を発生
(内部ホースのゴミ詰まりによりモーターが加熱し、異常回転したことが原因であったことを検証)
- ・電話機充電器 A C アダプターの異常発熱
(D C 出力プラグ内部がショートしたため、本体表面温度が 80℃ まで上昇したことを検証)
- ・充電式電池の充電時における電解液の噴出
(通常の乾電池を使用すべきところを、充電式電池を使用したことにより、過放電が起こり、充電時に電解液が噴出したことを検証)



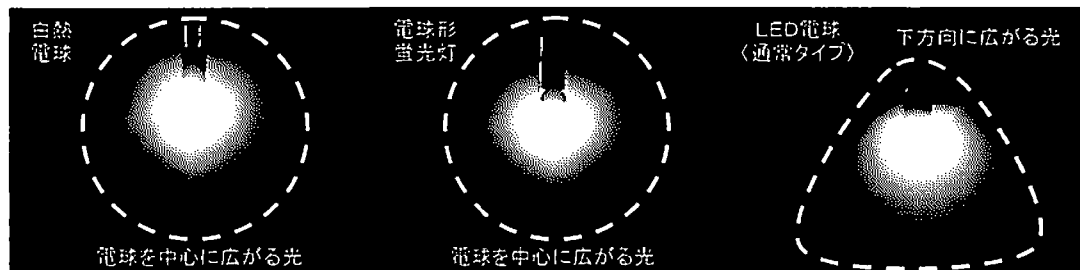
サイクロン式クリーナー
(電源を入れると火花と騒音を発生)

(イ) 注意喚起のためのテスト・調査の実施

様々な商品による消費者トラブルの未然防止・拡大防止の観点から商品試買テスト等を行い、消費者に対する迅速かつ的確な注意喚起等を図る。

<主な内容>

- ・白熱電球、電球形蛍光灯、LED電球の試験を実施
(LED電球は、消費電力 1 W あたりの照度が最も高く、効率的で、配光は下方向に広がる。)



白熱電球・電球形蛍光灯・LED電球の配光比較

(2) 事業者指導 (4, 670 千円)

ア 特定商取引法・消費生活条例の運用

特定商取引に関する法律や消費生活条例に基づき、勧誘目的を告げない等の不当な取引行為を行った事業者に対して、改善指導・勧告、業務停止命令を実施する。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
改善指導	25 件	17 件	19 件
業務停止命令	2 件	3 件	2 件

イ 景品表示法の運用

不当景品類及び不当表示防止法に基づき、消費者が商品やサービスの選択を誤り、不利益を被ることのないよう、原産地の虚偽表示など優良有利誤認の表示を行った事業者に対して指導を実施する。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
処理件数	14 件	22 件	27 件
うち指示	2 件	0 件	0 件
うち注意指導	7 件	8 件	14 件

(3) 消費生活相談員等の研修の実施 (5, 952千円)

消費生活相談員等の資質向上を図るため、弁護士によるゼミナール方式の法律講座、専門研修、相談支援学習会等レベルに応じたきめ細かな研修を実施する。

研修区分	対 象	開 催 場 所	開 催 回 数	内 容
ひょうご消費生活相談・法律ゼミナール	経験の少ない県・市町消費生活相談員、担当職員	神戸	4日間	弁護士を講師とし、講師と受講生が対話するゼミナール方式により、事案に対する法的なアプローチ方法を学ぶ。
		姫路	4日間	
専門研修	県・市町消費生活相談員、担当職員	神戸	5回	消費者問題の専門家による実務研修により最新の法・制度改正内容や最近の被害事例等設定テーマについて知識を深める。
		姫路	4回	
		豊岡	3回	
相談支援学習会	県・市町消費生活相談員、担当職員	神戸	8回	消費者関連の法律や製品安全等に関する専門家を講師とし、講義、意見交換を行うことにより、商品・サービス等の専門知識を学ぶ。
新任職員研修	新任の県・市町担当職員、消費生活相談員	神戸	1回	消費者行政の専門家等による研修により、基本的な相談対応等消費者行政の推進に必要な基礎知識について学ぶ。
		姫路	1回	
		豊岡	1回	

(4) ひょうご消費生活三者会議 (平成 22 年 5 月 6 日設置) による協働 (140 千円)

「消費者」「事業者」「行政」の三者の情報共有を円滑に図るとともに、相互に連携した取組の促進を効果的に行う。

ア 消費生活に係る情報共有の充実

電子メール、ホームページ等を活用し、リアルタイムな情報共有・意見交換等を行うとともに、三者会議構成団体のそれぞれの立場から、相互に出前講座等を実施する。

イ 協働事業の企画・実施

安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、三者の協働事業として「ひょうご消費生活フォーラム」等を開催する。

＜平成 23 年度実績＞

ひょうご消費生活フォーラム 2011 (平成 23 年 11 月 22 日ラッセホール)

基調講演、消費者・事業者・行政からの活動報告、寸劇、商品テスト

＜ひょうご消費生活三者会議の構成員 (23 団体) ＞

消費者 関係 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県消費者団体連絡協議会 ・NPO 法人ひょうご消費者ネット ・兵庫県民生委員児童委員連合会 ・兵庫県 P T A 協議会 ・(社) 兵庫県保育協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県連合婦人会 ・兵庫県生活協同組合連合会 ・(財) 兵庫県老人クラブ連合会 ・(社) 兵庫県私立幼稚園協会
事業者 関係 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県商工会議所連合会 ・兵庫県経営者協会 ・(社) 兵庫県食品衛生協会 ・兵庫県農業協同組合中央会 ・兵庫県食肉事業協同組合連合会 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県商工会連合会 ・兵庫県生活衛生同業組合連絡協議会 ・(社) 兵庫県食品産業協会 ・兵庫県漁業協同組合連合会
専門家	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県弁護士会 ・兵庫県司法書士会 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県 ・兵庫県市長会 ・兵庫県町村会 	

2 中核的な役割を担う消費生活リーダーの養成・活動支援

地域における自主的な消費者学習や啓発活動を推進するため、中核的な役割を担う消費生活リーダーの養成と活動支援の充実を図る。

(1) 「ひょうご暮らしの大学」の開催 (3, 287 千円)

暮らしの自立に向けた新たな地域活動リーダーを養成するため、県と生活協同組合コープこうべとの協定に基づき、消費者問題について体系的かつ実践的に学習する講座を開催する。

開催場所	開催時期 (回数)	受講者数
神戸	7月～3月 (全 15 回)	44 人
加古川	7月～3月 (全 15 回)	40 人

(2) 消費者活動担い手づくり事業の推進 (10, 346 千円)

企画公募型の消費者学習・啓発事業として、地域団体、NPO、事業者等が実施するセミナー、ワークショップ等の自主企画事業を支援する。

＜事業実施数＞

25 事業程度

(3) はばタン消費者ネットの拡充・活動支援 (23, 650 千円)

生活科学総合センター及び 6 地域センターごとに、地域で活動する様々な団体・グループ等の緩やかなネットワーク化により、消費生活に関する情報共有、消費者学習等

を推進し、次世代の人材育成と消費者活動の裾野を拡充する。

＜会員数（平成 24 年 5 月末現在）＞ 406 団体・グループ等

消費者団体・グループ、女性団体・グループ、老人クラブ、子育てグループ、

PTA、自治会、民生委員・児童委員、NPO 法人 等

＜はばタン消費者ネットサポーター設置数＞ 10 人



(4) 暮らしのクリエイターの活動推進 (3, 847 千円)

地域の消費者リーダーとして、消費生活に関する情報の収集・提供や啓発活動などを行う「暮らしのクリエイター」の活動を推進する。

＜設置数＞

312 人（任期：平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

(5) 消費者地域見守り（高齢者）運動の活動推進 (1, 374 千円)

高齢者等が被害を受けないよう、各種団体・グループ等との協働による消費者地域見守り運動をするため、各地域に出向いて出前講座を開催する。

＜出前講座開催数＞

・地域団体等 140 回予定

・ケアマネージャー、ホームヘルパー等 50 回予定

(6) 地域消費者学習実践事業等の実施 (3, 492 千円)

消費生活に関する学習会、実践活動等を消費者団体に委託し、各地域で実施する。

＜事業回数＞ 22 回予定

3 次世代への消費者学習の継承

子どもの頃から消費者問題に関心を持って生活する習慣を身につけた「かしこい消費者」を育成するとともに、家庭・地域における消費者力の向上を図る。

(1) 「ひょうご暮らしの親子塾」の開催 (7, 713 千円)

県と生活協同組合コープこうべとの協定に基づき、小中学生や保護者の消費者問題に対する関心を高め、地域全体の消費者力の向上につなげるため、親子が楽しく学べる講座を開催する。

＜事業内容＞ 消費者学習プログラム及び教材の作成



親子暮らしフェスタ (H23. 8. 25)

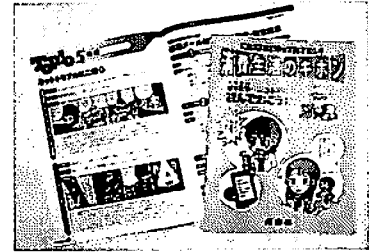
親子暮らしフェスタの開催（8月）
親子向け講座等の実施（100ヶ所予定）

(2) 「次世代消費者力アップ事業」の推進(8,000千円)

子どもや親子、若者など次世代の消費者力向上を図るため、県、市町、地域団体・NPO、事業者等と協働して、地域の特性に応じ、地域ぐるみで取り組むセミナー・学習会、フェスティバル等を7地域で実施する。

(3) 高校生を対象とした消費者教育の充実(2,079千円)

次世代を担う若者の消費者力の向上を図るため、消費者教育用教材「これだけは知っておきたい！消費生活のキホン」及び「教員用指導の手引き」を公立・私立高等学校、特別支援学校高等部等の1年生に配布する。



消費者教育用教材「これだけは知っておきたい！消費生活のキホン」

(4) 県消費者団体連絡協議会と県立高校等の協働による消費者教育への支援

県消費者団体連絡協議会と県立高校等が「ひょうご消費者教育応援協定」を締結し、協働して取り組む消費者教育・学習の推進を支援する。

＜協定締結校＞ 12校

平成22年度 淡路高等学校

平成23年度 武庫荘総合高等学校、有馬高等学校、千種高等学校、
但馬農業高等学校、豊岡総合高等学校（5校）

平成24年度 神戸商業高等学校、山崎高等学校、龍野北高等学校、
神出学園、山の学校、KTC中央高等学院（6校）

(5) 暮らしのヤングクリエイターの活動の支援(3,000千円)

県と大学生協阪神事業連合との協定（平成22年5月21日締結）に基づき、暮らしのヤングクリエイター（大学生）が企画実施するロールプレイ、紙芝居、寸劇等の消費者学習・啓発活動を支援する。

＜養成人員＞ 600人

＜事業内容＞

- ・消費者セミナーやe-ラーニングを活用した養成研修
- ・グループ単位で消費者被害防止のための啓発活動
- ・インターネット上の広告の不当表示調査等の調査活動



大学生ワークショップ（H23.11.6）

(6) 「かしこい消費者」活動応援事業(2,800千円)

県民が品質の高い商品を選択できるなど、「かしこい消費者」としての力を身に付けることができるよう、消費者グループ等と連携し、実践学習・啓発等を7地域で実施する。

(7) 消費者への啓発 (5, 548 千円)

ア 消費生活セミナー・出前講座の実施

(7) 消費者啓発講座の開催

消費者被害の防止と消費生活に関する契約等の知識の普及啓発を図るため、学生、高齢者を見守るグループや団体、企業等を対象とした出前講座等、各種講座を実施する。

<開催回数・参加人数> 400回 延べ40,000人予定

(イ) 通信講座の実施

県内在住、在勤、在学者を対象に、時間・地域等の要因に関わらず消費生活について学習できる通信講座を実施する。

<受講者数> 受講者700人予定

(ロ) 商品テスト体験学習会の開催

商品選択や生活に役立つ知識の習得を図るため、生活科学総合センターが講師を派遣し、県民自らが体験できる「商品テスト体験学習会」を開催する。

<メニュー例> 食品・清涼飲料水の糖度測定
野菜・果物のビタミンC測定
日焼け止めクリーム・日傘等の紫外線防止効果の測定
電子レンジの特性確認 等

<開催回数・参加人数> 50回(延べ3,000人)予定

(8) 消費者月間事業の実施

県民の消費者問題に対する関心を高め、消費者力の習得・向上を図るため、消費者月間(5月)に、啓発キャンペーンをはじめ、暮らしの安全・安心に関する啓発イベントを全県一斉に各地域で重点的に開催した。

<平成24年度実績> 講演会、活動報告、展示等
(県・市町消費生活センター実施78事業)

(9) 消費者向け啓発イベントの開催 (4, 035 千円)

県民の消費者問題に対する関心を高め、消費者力の習得・向上を図るため、消費者啓発寸劇コンテスト、若者企画実施のステージイベント、インターネット情報サービスの被害に関する学習会、親子で学べるパネル体験型展示等のイベントを10月に2日間開催する。

<開催日> 平成24年10月20日、21日(2日間)

<開催会場> デュオドーム(神戸市中央区、JR神戸駅地下街)

(10) 消費生活情報の発信 (610 千円)

消費者トラブル等の未然防止・拡大防止を図るため、情報誌やインターネット等を活用し、広く県民に相談事例と対処法等の消費生活情報を発信する。

- ・ 推進本部ニュース「ひょうご消費生活情報」(毎月)
- ・ ひょうご発 生活情報レポート「Aらいふ」(11,000部×4回)
- ・ 若年層向けパンフレット「あま〜い誘いにご用心!」(50,000部)

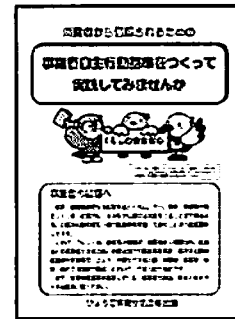
- ・ 高齢者向けパンフレット「悪質商法にご注意を！」(50,000部)
- ・ 小・中・高等学校への消費生活情報メールの配信(夏休み等休暇前、年3回)
- ・ ツイッターによる情報発信
- ・ 消費者教育用教材アニメーション「こちら消費生活センター特相係一困ったな…になる前に見ておこう！」をひょうごチャンネルで発信

4 事業者の自主統制力の確立・向上への支援

消費者トラブルの未然防止と拡大防止に向けた事業者の自主的な統制力を確立するため、消費者との連携による取組を充実する。

(1) 事業主自主行動基準の導入支援(76千円)

事業者自らが消費者トラブルの未然防止に努め、社会的信頼を確立できるよう、消費者・事業者・行政の協働によって作成した「事業者自主行動基準ガイドンス」を活用して、中小企業等における取組を支援する。



事業者自主行動基準ガイドンス

(2) 消費生活協同組合の育成指導(97,940千円)

消費生活協同組合の民主的な運営と健全な発展を図るため、運営指導、資金貸付等を行う。

ア 消費生活協同組合指導検査の実施

業務及び会計について、法令及び定款等の遵守状況の指導検査を行う。

〈平成24年度実施予定組合数〉 7組合

イ 消費生活協同組合対策資金の貸付

〈貸付枠〉 95,000千円

〈貸付対象〉 兵庫県生活協同組合連合会(連合会から単位組合に貸付)

〈種類別消費生活協同組合数〉

(平成24年4月1日現在)

地域 購買	職域 購買	大学	医療	共済	利用	連合会	計
5	3	11	9	7	1	1	37

(3) 国際協同組合年記念：安全安心な消費生活推進事業の実施(1,000千円)

本年は国連の定める「国際協同組合年」にあたり、県と協同組合が連携して安全安心な消費生活をより一層推進していくことを発信するため、シンポジウムやパネル展等を11月に実施する。

【生活衛生の確保対策の推進について】

1 食の安全安心の推進

食の安全安心と食育に関する条例（以下「条例」という。）に基づいて策定した「食の安全安心推進計画」（第2次）（平成24年度～平成28年度）により、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(1) 食品衛生対策（54,606千円）

食品関係施設に対する危害度に応じた業種ごとの監視回数等を定めた県監視指導計画（毎年度策定公表）に基づき、監視及び検査体制の充実強化に努める。

ア 食品関係施設の監視指導

平成23年度の食品関係施設に対する監視指導は、許可を要する施設（※1）105,193施設に対し延べ84,156回、許可を要しない施設（※2）35,224施設に対し延べ34,201回実施した。

＜食品関係施設の監視状況（平成23年度）＞

区分	業種	所管	年度末施設数	監視実施回数
許可を要する施設	飲食店営業、 食肉販売業等	県	45,444	31,876
		政令（中核）市	59,749	52,280
		計	105,193	84,156
許可を要しない施設	集団給食施設、 野菜果物販売業等	県	18,069	14,054
		政令（中核）市	17,155	20,147
		計	35,224	34,201

(7) HACCP監視指導車を活用した科学的監視

健康福祉事務所（保健所）に配備しているモニタリング機器（※3）を搭載したHACCP（※4）監視指導車を活用し、より高度化した食品工場や大量調理施設を重点対象とした科学的なデータに基づく専門的な監視を推進する。

(4) 食品関係施設一斉取締りの実施

食中毒の多発する時期や食品が多量に流通する時期等に合わせた県内一斉の取締期間（春期（4月）、仕出し弁当・集団給食施設（6月）、夏期（7月）、広域流通食品製造販売施設（9月）、年末（12月）、フグ取扱い施設（11～2月））を設け、仕出し、弁当、集団給食及び量販店等の食品関係施設を重点的に監視指導し、食品に起因する事故の防止に努めている。

また、食肉の偽装表示事件を契機として、食品の適正表示を重点とした監視を行うため、JAS法を所管する農政環境部との合同監視を実施する。

(9) 季節的営業の集中監視

海水浴場、キャンプ場、スキー場等、季節的に利用客が急増する営業施設に対しては集中的に監視指導を行い、食品及び施設の衛生確保に努める。

イ 食品及び添加物等の試験検査

食品及び添加物等の安全性を確保するため、県立健康生活科学研究所及び健康福祉事務所検査室を活用し、食品等の試験検査を実施し、違反品の排除に努める。

また、東日本大震災に伴い発生した福島第一原発事故による食品の放射能汚染に対する県民の不安が増大していることを踏まえ、放射能汚染の可能性が懸念される食品を対象に放射性物質検査を実施し、食品に対する県民の不安解消を図る。

ウ 食中毒防止対策

(7) 食中毒の発生状況

平成 23 年度の県内における食中毒発生件数は 56 件であった。

主な病因物質では、カンピロバクター(※5)によるものが 25 件と最も多く、次いで、ノロウイルス(※6)によるものが 10 件、クドア・セプテンpunkタータ(※7)によるものが 6 件発生した。

＜食中毒発生件数、患者数、死者数（平成 23 年度）＞

県		政令（中核）市		計		全 国	
件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件 数	患 者 数
30	518 (0)	26	384 (0)	56	902 (0)	1,062	21,616 (11)

注：（ ）内は死者数で内数、数値は速報値。全国は年次統計のため暦年

(4) 食中毒の予防対策

近年、増加傾向にあるノロウイルス食中毒防止のため、調理従事者の健康管理及び二次汚染対策の徹底を中心とした指導強化、食中毒の発生頻度の高い業種への重点監視を実施するとともに、営業者や従事者を対象とした衛生講習会を計画的に開催する。

講習会では、ノロウイルスに加え、生食用食肉にかかる規格基準の遵守徹底、営業者に対するカンピロバクター食中毒防止のための鶏肉等の取扱い、新たな食中毒の病因物質であるクドア・セプテンpunkタータに関する知識の普及啓発を行う。

エ 違反に対する行政措置状況

食品関係営業者に対して、監視指導を通じて食品衛生法の遵守を指導しており、違反事例を発見した場合には、厳正かつ速やかに措置を行い、事故の拡大防止、違反の再発防止に努める。

＜行政措置件数（平成 23 年度）＞

区 分	処 分 内 容					
	営業禁止令	営業停止令	廃命棄令	回 命	収 令	その他
許可を要する営業	1 (0)	49 (23)	1 (0)	3 (1)	0 (0)	18 (11)
許可を要しない営業	0 (0)	2 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	3 (0)

注：（ ）内は政令（中核）市分で内数

(2) 食肉衛生対策 (88,638 千円)

「と畜場法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食肉センター・食鳥処理場におけると畜検査・食鳥検査の徹底、事業者・従事者への衛生指導並びにHACCPの手法を用いた自主管理体制の促進に努め、食肉・食鳥肉の安全性の確保を図る。

ア と畜検査

(7) と畜検査の状況

県内のと畜検査頭数はここ数年横ばい傾向にあり、平成23年度における全獣畜のと畜検査頭数は159,737頭であった。

<畜種別と畜検査頭数(平成23年度)>

牛・馬	豚	めん羊・山羊	とく(子牛)・駒(子馬)	合計
64,607 (42,271)	95,078 (60,881)	0 (0)	52 (1)	159,737 (103,153)

注：()内は政令(中核)市分で内数

(4) 精密検査の実施

家畜疾病の複雑多様化、動物用医薬品の食肉中への残留、BSE(牛海綿状脳症)など外国からの疾病の侵入など、新たな課題が生じていることから、最新の機器による微生物学、病理学及び理化学検査等、精密検査の充実に努める。

平成23年度は1,605頭(県所管361頭、政令(中核)市所管1,244頭)について、8,101項目の精密検査を実施し、全部廃棄270頭、一部廃棄70頭の判定を行った。

(5) BSEスクリーニング検査の実施

平成13年10月18日以降、食肉処理される牛全頭のBSEスクリーニング検査(※8)を実施するとともに、特定部位の完全な除去、焼却など適正な措置を講じている。また、平成20年7月末で、20か月齢以下の牛の検査経費に対する国庫補助が打ち切られたが、当面の間、県独自で全頭検査の体制を維持する。

平成23年度末までの検査実施頭数は、710,404頭(県所管265,263頭、政令(中核)市所管445,141頭)であり、検査結果はすべて陰性であった。

イ 食鳥検査

(7) 食鳥検査の状況

年間処理羽数が30万羽を超える大規模食鳥処理場における平成23年度の食鳥検査羽数は14,825,014羽であった。

<食鳥検査羽数等(平成23年度)>

食鳥処理場(食鳥検査対象)			認定小規模食鳥処理場		
施設数	管理者数	検査羽数	施設数	管理者数	処理羽数
6	83	14,825,014	196 (123)	271 (164)	1,761,960 (1,090,691)

注：()内は政令(中核)市分で内数

(イ) 食鳥処理衛生管理者等に対する指導

食鳥検査員を補助する食鳥処理衛生管理者に対し、食鳥の疾病や異常の見分け方などの指導を行い、資質の向上を図る。

(ウ) 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化

高病原性鳥インフルエンザ危機管理マニュアルを更新するとともに、平成16年2月の京都府内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ集団感染事例を教訓として、次の措置を講じる。

- a 食鳥検査申請書に出荷農場からの「搬入食鳥確認書」を添付させる。
- b 食鳥検査で高病原性鳥インフルエンザの疾病が疑われる場合には、簡易キットを用いたスクリーニング検査を実施し感染の有無を確認する。

(3) HACCPの考え方に基づく衛生管理の推進 (2,264千円)

県内食品取扱い事業者に対して、高度な食品衛生管理システムであるHACCPの導入により信頼できる食品産業の育成を図るため、食品の製造等の工程を知事が認定する「兵庫県食品衛生管理プログラム(県版HACCP)」認定制度、並びに食品衛生法に基づく国の総合衛生管理製造過程(HACCP)承認制度を推進する。

また、県下各地の認定施設の見学を兼ねた学習会として「HACCP学習バスツアー」を開催し、消費者に対して認定制度の普及推進を図る。

<平成23年度末現在>

県版 HACCP 認定施設：24 件、国の HACCP 承認施設：37 件

HACCP学習バスツアー：7地域で実施(阪神、東・北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路)



阪神地域(平成23年7月15日)



丹波地域(平成23年9月2日)

(4) 食品トレーサビリティの推進 (5,751千円)

食品の移動に関し、遡及、追跡を可能とするため食品トレーサビリティ(※9)システムの普及、定着に取り組む。食品衛生監視指導時の導入指導やプロジェクトチーム(食品衛生指導員51名)による普及推進などを行った結果、「いつ」「どこから(どこへ)」「何を」「どれだけ」といった入出荷の情報の記録管理は県下の食品関係事業者に広く普及している。(平成23年度導入率90.7%)

(5) 食の安全安心施策の充実・強化 (1,048 千円)

ア 「食の安全安心と食育審議会」の開催

食の安全安心推進計画の見直しや食品等の安全基準の設定など、食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、知事の附属機関として、学識経験者、消費者及び事業者並びに関係団体を代表する委員で構成する「食の安全安心と食育審議会」を開催する。

イ 関係者相互の情報共有等

(7) 情報の一元的な発信等

県ホームページや出前講座等により、食品の安全性に関する正確な情報や、県が実施する食の安全・安心施策などの情報の一元的・効果的な発信・開示に努める。

＜平成 23 年度出前講座実績＞ 273 回 参加者 10,164 人

(4) 情報モニターの配置

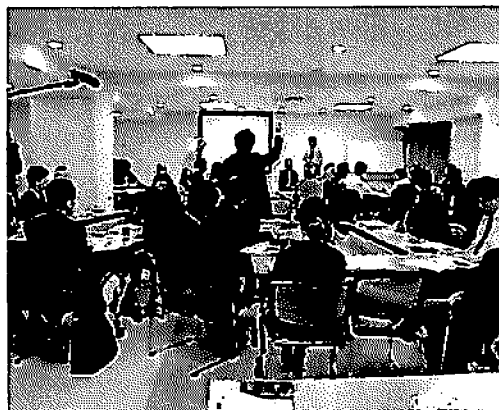
県が発信する食の安全・安心情報の受信状況や理解しやすさのほか、県に対する意見や要望を定期的に報告してもらう情報モニターを配置し、県の施策に反映する。

(5) 意見交換会の開催

県民の食の安全安心の推進について、正しい知識の普及と情報交換を行う場として、県下地域の特色を生かした食の安全安心フェア、ワークショップによる意見交換会等を開催し、県民、事業者、行政が相互に意見交換できる機会を設け、リスクコミュニケーション(※10)を推進する。



親子リスクコミュニケーションバス
(平成 23 年 8 月 8 日、22 日)



食品のリスクを考えるフォーラム
(平成 23 年 12 月 2 日)

2 水道の整備と衛生対策

水道未普及地域の解消、地震などの災害や渇水にも強い水道づくりをめざした施設整備の指導と水道施設に対する維持管理指導を通じて、安全で安心して飲める水を安定的に供給できる水道システムの構築を図る。

(1) 水道の現況

ア 水道の普及状況

兵庫県の水道普及率は、平成 23 年 3 月末で 99.8% に達しており、全国第 6 位となった。(全国平均は 97.5%)

＜水道の普及率の推移＞

(単位：%)

年度	昭和40	昭和45	昭和50	昭和55	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22
普及率	82.1	91.4	96.2	98.2	98.8	99.2	99.4	99.6	99.7	99.8

イ 水道施設の状況

平成 23 年度末における水道施設数は、上水道が 45、簡易水道が 121、専用水道が 168、水道用水供給事業が 4、県条例に基づく特設水道が 94、総数で 432 施設となっている。普及率の高い都道府県の中では小規模水道が多いことが本県の特徴であり、水道施設の統合と広域化を指導する。

(2) 高水準の水道施設の整備 (626 千円)

ア 広域的な水道整備の推進

平成 11 年 4 月に策定した「水道整備基本構想 (第 2 次)」及び平成 12 年 3 月に策定した「兵庫県南部地域広域的な水道整備計画」に基づき、「安定・安心・安全な水の供給、市民の視点に立った水道づくり」を基本方針とし、広域的な水道整備を推進する。

この計画に位置づけられた主要な事業として、兵庫県水道用水供給事業から篠山市への送水、神戸市の大容量送水管等の施設整備事業がある。

イ 水道の拡張・改良等の施設整備

各市町の水道事業者等により、施設の整備・改良が続けられており、平成 23 年度は次のような施設整備事業が実施された。

＜水道施設整備国庫補助事業の概要 (平成 23 年度)＞

種別	上 水 道 33件				簡易水道 13件	
区分	水道水源開発	1	緊急時給水拠点確保	13	簡易水道再編推進	6
及び	石綿セメント管更新	2	高度浄水施設	7	生活基盤近代化	7
件数	老朽管更新	9	特定広域化	1		

(3) 水道施設等の衛生管理指導 (1,565 千円)

安全で良質な水の供給を図るため、健康福祉事務所職員による水道施設への立入検査を行い、消毒の徹底等の維持管理指導や施設の改善指導を行う。

平成 23 年度の供給水の水質検査結果によると、濁度、アルミニウム等の水質基準不適合 (上水道 0.07%、特設水道 1.3%) が見られたが、原因究明を行うとともに、浄水処理及び薬品の適正管理等の改善措置を講じた。

ア クリプトスポリジウム等対策

塩素消毒では不活性化しない原虫クリプトスポリジウム (※11)等の感染防止を図るため、水道事業者等に対し、浄水処理における濁度管理の徹底や原水の糞便汚染指標菌検査の実施を指導し、汚染の恐れが判明した場合は浄水処理方法を改善指導する。

イ 水道の危機管理対策の強化

平成 17 年 9 月に発生した油流出による給水停止事案等の緊急事態に対処するため、市町の水道事業者等に対し、県が策定している「飲料水健康危機管理実施要領」及

び「対策マニュアル」を参考として、自らの危機管理マニュアル等の整備と、それに基づく迅速・適切な対応を行うよう指導する。

3 生活衛生営業指導対策

住民の日常生活に密着した生活衛生関係営業施設（旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所）に対して監視指導を行うとともに、経営の近代化を促進することにより、衛生水準の向上を図る。

(1) 生活衛生関係営業施設の監視指導（5,268千円）

生活衛生関係営業施設に対する監視指導は、衛生対策の強化が求められる旅館業と公衆浴場に重点を置いて実施する。平成23年度は、旅館、公衆浴場、興行場の許可を要する施設3,698施設に対し、延べ4,110回、理容所、美容所、クリーニング所の届出を要する施設17,644施設に対し、延べ6,563回の監視指導を行った。

なお、海水浴場、スキー場の宿泊施設に対しては、利用者の多い季節に集中監視指導を行い、衛生確保に努める。

<生活衛生関係営業施設の監視状況（平成23年度）>

区分	業種	所管	年度末施設数	監視実施回数 のべ
許可を要する施設	旅館・ホテル、 公衆浴場、興行場	県	2,361	2,537
		政令（中核）市	1,337	1,573
		計	3,698	4,110
届出を要する施設	理容所、美容所、 クリーニング所	県	7,587	3,992
		政令（中核）市	10,057	2,571
		計	17,644	6,563

(2) 生活衛生関係営業の指導・助成事業（22,370千円）

ア 経営の健全化指導事業

営業の近代化・健全化促進のため、(財)兵庫県生活衛生営業指導センターに運営費補助を行い、①経営指導員による融資相談・指導、②弁護士・税理士等による法律・税務相談事業、③経営講習会の開催、④経営特別相談員養成事業等を支援する。

イ 生活衛生関係営業への振興助成事業

業界の衛生水準向上と振興のため、(財)兵庫県生活衛生営業指導センターを通じて①消費者サービスの向上・需要拡大事業、②雇用管理改善事業等を実施する。

(3) 公衆浴場等の衛生対策（816千円）

公衆浴場や旅館の入浴施設におけるレジオネラ属菌（※12）による感染症の発生を防止するため、適切な衛生管理を指導するとともに、リーフレット等により営業者に対する啓発を実施する。

また、一般公衆浴場の衛生水準の確保と経営安定化のため、日本政策金融公庫から施設整備資金を借り入れた場合の利子補給事業を市町と協調して実施する。（平成23年度利子補給実績23件 731千円）

4 生活環境の衛生確保対策

快適な生活環境を確保するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物における衛生的な環境の確保を図るとともに、住宅の衛生管理等についての普及啓発を行うほか、(一社)兵庫県保健衛生組織連合会への支援を通じて、市町及び地域住民による衛生活動等の推進を図る。

(1) 建築物の衛生的環境の確保に関する事業 (1,153 千円)

一定規模以上の店舗、旅館、興行場、百貨店、学校等特定用途の建築物に対して、衛生上必要な維持管理を指導するとともに、建築物清掃業等の事業者登録・指導を行う。

(2) 地区衛生組織活動の推進 (680 千円)

(一社)兵庫県保健衛生組織連合会が実施する保健衛生推進員への研修事業や、各地区の環境美化事業、健康づくり運動などの地域実践活動に対して支援を行う。

平成 24 年度は 7 月に豊岡市において兵庫県保健衛生大会を開催した。

(3) 快適で健康的な住居環境づくりの推進

ホルムアルデヒド等の揮発性化学物質によるシックハウス症候群(※13)や、カビ・ダニによるアレルギーなど住居環境に起因する健康被害を防止するため、実態調査並びに普及・啓発事業を実施するとともに、県民からの相談に適切な対応に努める。

(4) 生活環境安全対策

遊泳用プールについて、「遊泳用プール指導要綱」に基づき、施設の維持、水質管理、消毒を指導するとともに、「プールの安全標準指針」により、安全対策の徹底を図る。

5 動物愛護管理対策

人の生活に動物の利用は欠かせないものとなっており、心の癒しや教育、動物介在活動等で、動物とのふれあいが人の生活に及ぼす役割が注目されている。しかし一方で、動物虐待や飼養の途中放棄、迷惑飼養などが後を絶たない。

動物は「命あるもの」として愛護され、飼養者責任の下で適切に飼養管理される必要があることから、平成 20 年 3 月に策定した「動物愛護管理推進計画」に基づく各種施策を積極的に推進し、人と動物が共生する社会づくりを進める。

(1) 動物愛護対策の推進 (105,974 千円)

ア 動物愛護思想の啓発

動物愛護思想を高揚させるため、動物愛護センター本所及び龍野・三木・淡路の 3 支所体制による地域に根ざした各種啓発講習会及び小動物とのふれあい事業を積極的に展開するとともに、小学校等への出張啓発事業の充実を図る。

＜動物愛護センター愛護館入館者状況（平成 23 年度）＞

入館者数；23,252 人

＜講習会・フェア等の実施状況（平成23年度県動物愛護センター分）＞

内 容		対象者	実施回数	受講者人数
講習会・ふれあい	センター	児童	10	1,825
		一般	699	17,576
	三木支所	児童	4	520
		一般	130	1,337
	龍野支所	児童	40	5,607
		一般	171	3,522
	淡路支所	児童	15	954
		一般	63	450
計	児童	69	8,906	
	一般	1,063	22,885	
動物愛護フェア	一 般		1	200
計			1,133	31,991

イ 犬、ねこの譲渡

地域において適正に飼養できる模範的な飼い主を対象に、譲渡事業を実施する。

＜動物の譲渡頭数（平成23年度）＞

成犬	子犬	成ねこ	子ねこ	計
135	239	48	45	467

ウ 繁殖制限対策

処分している動物の70%が子犬、子ねこであり、繁殖制限対策を強化することで、引取り收容される犬及びねこの頭数減少が見込まれることから、ホームページ、市町広報等を利用した啓発を実施する。

＜犬、ねこの殺処分頭数（平成23年度）＞

成犬	子犬	成ねこ	子ねこ	計
1,177	293	1,248	5,497	8,215

エ 負傷動物の收容等

県は、（社）兵庫県獣医師会との連携により、公共の場所において負傷動物が発見された際の応急処置等を実施し、飼い主への返還に努める。

平成23年度は449頭を收容し、7頭を返還した。

(2) 動物管理対策の強化（4,252千円）

ア 動物の適正飼養の推進

動物の不適正飼養による迷惑や虐待を防止するため、動物の正しい飼い方について、リーフレットの配布、市町広報誌への掲載等により、啓発に努める。

また、犬のしつけ方教室や動物の適正飼養講習会を実施しており、平成23年度は、837回開催し、受講者は6,298名であった。

県民から寄せられる動物に関する相談には、動物愛護センター及び動物愛護管理業務を所管する健康福祉事務所が対応し、悪質な飼養者には措置命令等の行政処分を行う。

<相談受付件数（平成 23 年度）>

区分	犬			ねこ			その他		
	保護収容	飼い方	その他	保護収容	飼い方	その他	保護収容	飼い方	その他
件数	2,893	502	5,291	1,715	259	2,750	20	10	713

※ 平成 23 年度は犬による咬傷事故は 106 件発生しており、放浪犬の捕獲頭数は 560 頭であり、いずれも概ね減少傾向にある。

イ 犬及びねこの引取り

動物の遺棄により野犬等が増え、人への被害が増加することを予防するため、飼養を途中放棄せざるを得ない者からの犬、ねこの引取りを行う。

引取りに際しては、終生飼養又は新たな飼い主への譲渡について指導する一方で、リーフレット、市町広報紙等を利用した適正飼養の普及啓発等も併せて行う。

<犬及びねこの引取り頭数（平成 23 年度）>

区分	成犬	子犬	成ねこ	子ねこ
所有者有	576	166	378	848
所有者無	279	394	734	4,447
合計	855	560	1,112	5,295

ウ 動物取扱業の登録指導等

「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）に基づいて登録された動物取扱業（※14）の監視を実施するとともに、動物取扱責任者を対象とした講習会を実施し、適正管理の徹底を図る。

<動物取扱業登録件数状況（平成 23 年度末現在）>

業種等	販売	保管	貸出し	訓練	展示	計
件数	954	912	22	193	83	2,164 (1,721施設)

エ 特定動物からの侵害防止

トラ、ライオン、クマ等の特定動物（※15）の飼養者に対し、動物愛護管理法に基づく飼養許可と適正管理指導を行い、人の生命、身体、財産に対する侵害の防止に努める。

<特定動物飼養許可状況（平成 23 年度末現在）>

施設数	種数	頭数
26	51	780

(3) 危機管理対策の強化

ア 動物由来感染症への対応

「兵庫県感染症予防計画」に基づき、動物由来感染症に係るサーベイランス、モニタリング調査等を実施するとともに、結果のフィードバック、飼養者への普及・啓発に努め、動物から人への感染防止対策を実施する。

イ 狂犬病対策

市町及び獣医師会と連携の上、狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病予防注射の着実な実施を図る。

ウ 災害時対策

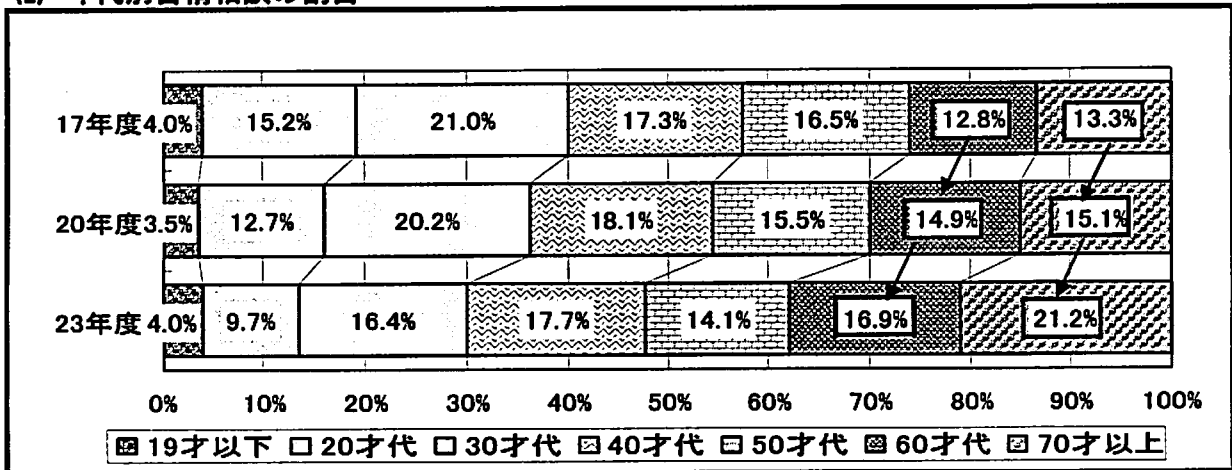
平成 23 年度に県内の政令（中核）市及び動物関係団体（（社）兵庫県獣医師会、（公社）神戸市獣医師会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会）と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき、協定締結団体で構成される作業部会が検討する、動物救援本部運営マニュアルの作成等に協力する。

2 県・市町消費生活相談の状況（平成 23 年度）

(1) 地域別相談件数の状況

	神戸・ 阪神	東播磨・ 北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
県	4,100	1,575	889	546	565	371	366	8,412
市町	26,581	4,582	4,272	822	1,320	252	439	38,268
計	30,681	6,157	5,161	1,368	1,885	623	805	46,680

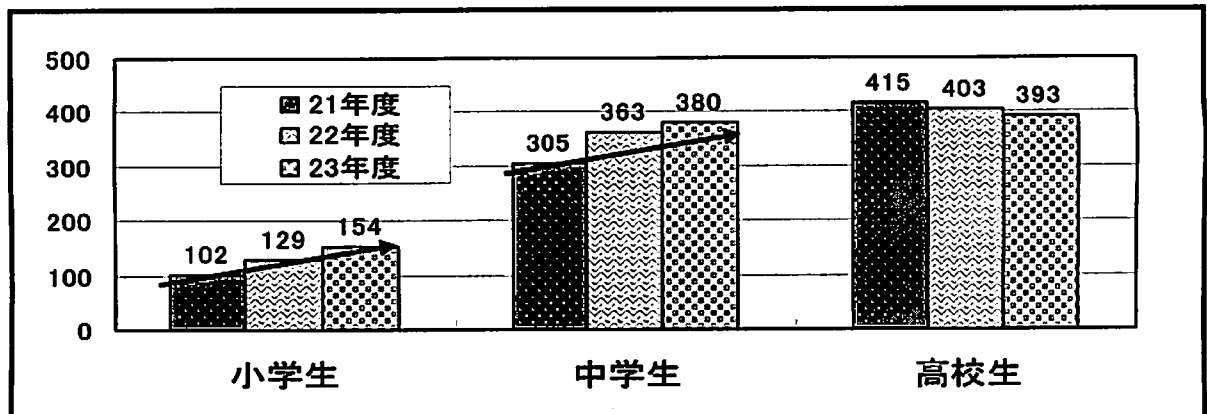
(2) 年代別苦情相談の割合



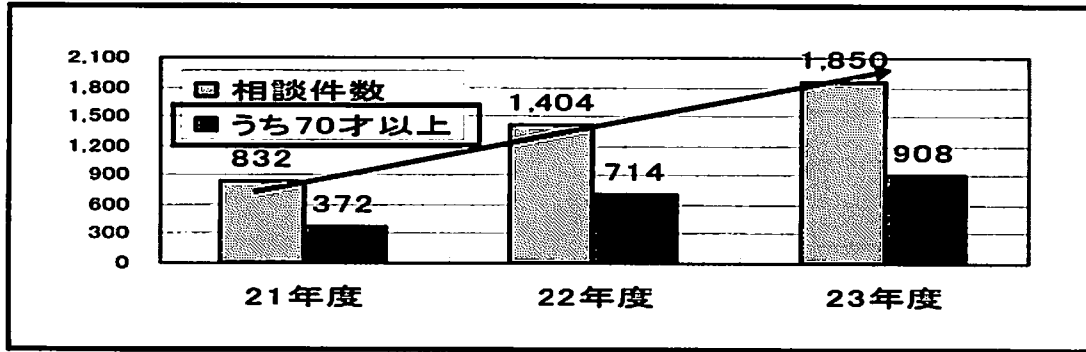
(3) 年代別苦情相談の上位3項目

	19才以下	20才代	30才代	40才代	50才代	60才代	70才以上
1	インターネット 情報サービス	インターネット 情報サービス	インターネット 情報サービス	インターネット 情報サービス	インターネット 情報サービス	インターネット 情報サービス	預貯金・証券等
2	テレビ放送サ ービス	借地・借家	借地・借家	フリーローン・ サラ金	フリーローン・ サラ金	預貯金・証券等	工事・建築
3	携帯電話サー ビス	エステサービ ス	フリーローン・ サラ金	借地・借家	工事・建築	フリーローン・ サラ金	新聞

(4) 小学生・中学生・高校生の苦情相談の状況

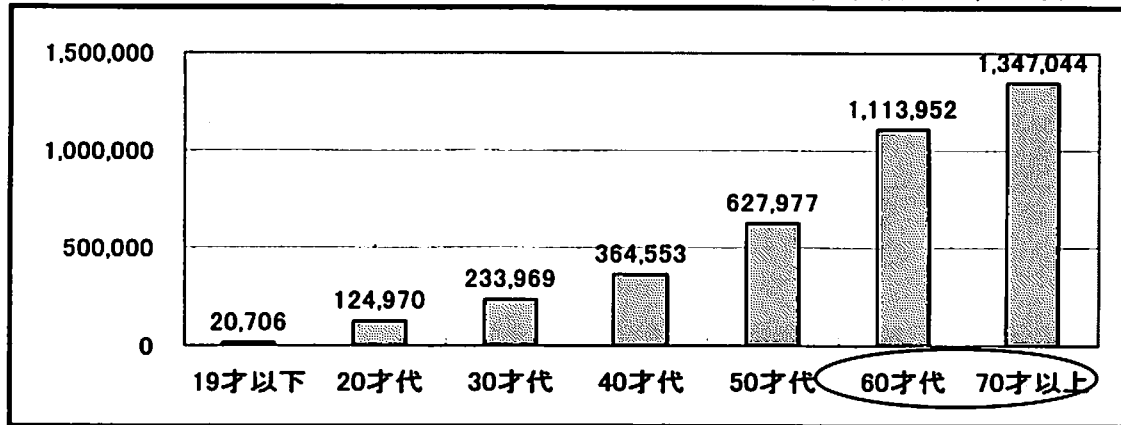


(5) 投資関連トラブルの状況



(6) 一人あたりの相談被害額

平均被害額：635,699円



2 技術相談・苦情原因究明テストの件数（平成 23 年度）

	衣料品	食料品	住居品	雑貨品	その他	計
技術相談	135	50	152	115	17	469
苦情原因究明テスト	10	1	34	6	3	54

<苦情原因究明テストの主な事例>

品名	相談内容	テスト結果概要	対応状況
サイクロン式クリーナー	購入して間もないのに、電源を入れると本体内部で火花が散っているのが排気口から見えた。	X線透過装置で観察した結果、内部ホースのゴミ詰まりを確認。過負荷によりモーター破損したと推定される。安全装置付きと本体表示されていたが装備されておらず、モーターカバー材質も難燃性でなかった。	事業者が製品を回収。
電話機充電器ACアダプター	手で触れられない程に発熱しているのに気づいた。危険だ。	充電約 90 分後に、本体表面温度が 80℃以上に上昇。DC 出力プラグ内部でのショートが原因であった。	事業者が製品を回収。
充電式電池	自転車用ライトに使用した充電式電池を充電。机に置いたところ黒い液が噴き出した。	過放電が起こったため充電式電池内部でガスが発生し、電池の安全弁が作動し、電解液が噴き出したもの。自転車用ライトには乾電池を使用するところ、充電式電池を使用したため、過放電となった。	事業者が取扱説明書に「充電式電池を使用しないこと」を明記。

3 特定商取引法・消費生活条例違反に関する事業者指導状況等（平成 23 年度）

(1) 指導・行政処分件数

区 分	件 数
事業者指導	19
業務停止命令	2
計	21

(2) 販売商品等別指導事業者数

販売商品等	事業者数(事案数)
住宅リフォーム等	5 (47)
新聞	3 (40)
布団類	3 (26)
宝飾品	2 (19)
防犯機器	2 (17)
書籍	1 (8)
健康食品	1 (7)
家庭教師	1 (6)
結婚相手紹介サービス	1 (1)
計	19 (171)

(3) 違反項目別指導事業者数

違反項目	事業者数(事案数)
判断力不十分者契約	16 (85)
不実告知	15 (51)
迷惑勧誘	15 (46)
勧誘目的不明示	14 (65)
不適當勧誘	13 (69)

※上位5項目、重複計上

4 景品表示法違反被疑事案処理件数（平成 23 年度）

区 分 \ 品 目	野菜	牛肉	その他 食 品	家電	その 他	景品 類	計
注意指導		2	7	2	3		14
他機関への通知・情報提供	1			1	2		4
違反事実なし・打ち切り		3	2		3	1	9
計	1	5	9	3	8	1	27

5 多重債務相談件数（平成 23 年度）

(1) 県・市町別相談件数

相談機関		件数
県	生活科学総合センター・6地域 消費生活センター (7カ所)	255
	消費者金融相談 (10カ所)	65
	さわやか県民相談 (11カ所)	11
市町	消費生活センター (41市町)	1,585
合 計		1,916

(2) 「多重債務者相談強化キャンペーンに係る無料相談会の開催

- ① 合同無料相談会（9月・12月）
「債務整理相談」「生活再建相談」
「こころの相談」を同日実施（計18回）
相談者数 46人
- ② 弁護士会による無料相談会（9～12月）
毎月神戸・尼崎・姫路の3カ所で実施
相談者数 279人
- ③ 司法書士会による無料相談会（9～12月）
毎月県内 27カ所で実施
相談者数 59人

6 生活科学総合センター等における講座等の主な開催状況（平成 23 年度）

センター名	講 座	出前講座（講師派遣）
総合	① 商品テスト体験学習会 (H23. 5～H24. 3、計 49 回、県民 3, 339 人) ② 次世代につなぐ暮らし力アップ事業「親子で楽しく学ぼうおこづかいゲーム」 (H24. 1. 29、西宮市大学交流センター、県民 128 人) 等 計 61 回、5, 258 人	① 若者の消費者トラブルの防止 (H23. 4. 4、三菱電機エンジニアリング(株)新入社員 160 人) (H23. 4. 4～4. 7、神戸大学入学生 2, 500 人) (H23. 4. 11～4. 12、神戸製菓専門学校生 230 人) ② 消費生活相談の基礎知識、現状、関連法令の説明 (H23. 9～H24. 3、県警本部・警察学校 103 人) 等 計 45 回、6, 963 人
東播磨	① 消費者セミナー「未来へつなぐ食の安心・安全」 (H24. 1. 23、東播磨センター、県民 100 人) ② 消費者セミナー「インターネット被害に遭わないために」 (H24. 2. 16、東播磨センター、県民 117 人) 等 計 19 回、1, 884 人	① 賢い消費者（悪質商法にだまされない） (H23. 11. 29、三木市高齢者大学生 230 人) ② 悪質商法の手口と被害～消費者保護の身近な法律～ (H23. 12. 15、播磨農業高校生 101 人) 等 計 13 回、1, 296 人
中播磨	① 次世代につなぐ暮らし力アップ事業「なかはりま夏の消費生活創造まつり」 (H23. 8. 10、こどもの館、県民 3, 942 人) ② 消費者セミナー「金融商品の賢い選び方～商品知識」 (H23. 10. 26、中播磨センター、県民 36 人) 等 計 59 回、6, 108 人	① 消費者被害に遭わないために (H23. 4. 5、神戸国際会館ホール、県立大学新生 750 人) ② 悪質商法にだまされない (H23. 6. 3、姫路市すこやかセンター楽寿園、生涯クラブ会員 84 人) 等 計 14 回、1, 725 人
西播磨	① 千種中・高連携消費者教育講演会「インターネットと携帯の落とし穴」 (H23. 7. 15、千種中・高校生 219 人) ② 暮らしのセミナー「港から見た食と農」 (H23. 10. 24、西播磨文化会館、県民 75 人) 等 計 10 回、1, 277 人	① 悪質商法の被害にあわないために (H23. 6. 24、たつの市はつはらセンター、たつの市社協ヘルパー、50 人) ② 悪質商法の被害にあわないために (H24. 2. 22、南光文化センター、佐用町高年クラブ会員 180 人) 等 計 15 回、512 人

センター名	講 座	出前講座（講師派遣）
但馬	① 次世代につなぐくらし力アップ事業「豊高祭における消費者力アップコーナー」 (H23. 9. 5、豊岡高校生等 600 人) ② 次世代につなぐくらし力アップ事業「悪質商法撃退ソング・消費者カクイズ」 (H23. 11. 12～13、但馬ドーム、県民 1, 100 人) 等 計 52 回、8, 877 人	① 「消費者センターは生活のお医者さん～高校卒業後の心得～」 (H23. 10 ～ H24. 2、全高等学校 3 年生 17 校 1, 801 人) ② インターネットトラブル未然防止講座 (H23. 7. 12、豊岡北中学校生 209 人) ③ 「消費者センターは生活のお医者さん」 (H24. 2. 9、大屋市民センター、民生委員・児童委員 67 人) 等 計 77 回、5, 483 人
丹波	① 消費者のつどい「最新の携帯電話・インターネット事情」 (H24. 2. 25、丹波の森公苑、県民 94 人) ② 次世代につなぐ暮らし力アップ事業「～たんばっ子消費まつり～買い物ゲーム、クイズラリー」 (H23. 10. 30、丹波の森公苑、児童生徒 264 人) 等 計 7 回、768 人	① 楽しく学ぼう消費者問題～消費者被害のあれこれ～ (H23. 9. 7、谷上公民館、谷上ふれあいサロン会員 17 人) ② 振り込め詐欺に気をつけよう～最近の消費生活相談～ (H23. 12. 11、園部区公民館、園部区自衛消防隊員 40 人) 等 計 27 回、828 人
淡路	① 次世代につなぐ暮らし力アップリレーセミナー「くらしの省エネ講座」等 (H23. 9～H24. 2、南あわじ市三原市民センター等、県民 199 人) ② 淡路くらしのひろば展「東日本大震災から学ぶ～今、私たちに出来ること、これから備えるべきこと～」 (H24. 2. 24 南あわじ市西淡公民館、県民 340 人) 等 計 46 回、3, 046 人	① 悪質商法にだまされないために (H23. 4. 14、南あわじ市南淡公民館、県民 60 人) ② 消費生活のキホン (H23. 12. 7、淡路文化会館、高齢者 120 人) 等 計 14 回、302 人
計	254 回 27, 218 人	205 回 17, 109 人

生活衛生課関係

1 食品衛生監視状況（平成 23 年度県健康福祉事務所実施分）

県目標監視回数 (ランク)	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
2回/1年 (A)	828	905	109.3
1回/1年 (B)	5,111	6,902	135.0
1回/2年 (C)	10,764	16,678	154.9
1回/3年 (D)	9,393	18,340	195.3
1回/5年 (E)	1,431	3,105	217.0
合 計	27,527	45,930	166.9

<内訳>

(1) 許可を要する業種

県目標監視回数 (ランク)	業 種	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
2回/1年 (A)	飲食店営業 (大量調理)	274	315	115.0
1回/1年 (B)	乳処理業 他	3,511	4,948	140.9
1回/2年 (C)	菓子製造業 他	10,701	16,594	155.1
1回/3年 (D)	乳類販売業 他	4,088	6,914	169.1
1回/5年 (E)	自動販売機による営業 他	1,431	3,105	217.0
合 計		20,005	31,876	159.3

(2) 許可を要しない業種

県目標監視回数 (ランク)	業 種	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
2回/1年 (A)	集団給食施設 (大量調理)	554	590	106.5
1回/1年 (B)	集団給食施設 (A・Cランク以外) 他	1,600	1,954	122.1
1回/2年 (C)	集団給食施設 (盛付のみ) 他	63	84	133.3
1回/3年 (D)	乳さく取業 他	5,305	11,426	215.4
合 計		7,522	14,054	186.8

2 食品関係業種別施設数

(1) 許可を要する施設数（平成23年度末現在）

業 種	項 目	施 設 数						合 計
		兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	
飲 食 店 営 業	一般食堂・レストラン等	8,109	6,332	3,272	1,696	1,564	12,864	20,973
	仕出し屋・弁当屋	1,043	988	229	210	109	1,536	2,579
	旅 館	1,353	288	134	34	26	482	1,835
	そ の 他	12,805	13,004	2,361	3,978	2,367	21,710	34,515
	小 計	23,310	20,612	5,996	5,918	4,066	36,592	59,902
菓 子 製 造 業		2,931	1,706	522	436	464	3,128	6,059
乳 処 理 業		7	3		1	1	5	12
乳 製 品 製 造 業		34	30	3	2	8	43	77
集 乳 業		5		1			1	6
魚 介 類 販 売 業		2,646	1,339	556	411	293	2,599	5,245
魚 介 類 せ り 売 営 業		45	6	7	1		14	59
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		30	45	10	8	4	67	97
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		292	156	34	24	52	266	558
か ん 詰 又 は び ん 詰 食 品 製 造 業		61	26	18	4	5	53	114
喫 茶 店 営 業		5,573	3,340	1,314	1,010	586	6,250	11,823
あ ん 類 製 造 業		22	7	4	2	2	15	37
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		491	267	91	64	74	496	987
乳 類 販 売 業		5,083	3,282	1,150	1,061	749	6,242	11,325
食 肉 処 理 業		208	79	24	14	14	131	339
食 肉 販 売 業		2,495	1,327	516	396	329	2,568	5,063
食 肉 製 品 製 造 業		49	25	8		9	42	91
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		4	3	1		3	7	11
食 用 油 脂 製 造 業		9	11	2	5	1	19	28
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業		2	6				6	8
み そ 製 造 業		141	10	9	1	1	21	162
醤 油 製 造 業		48	2	5	2		9	57
ソ ー ス 類 製 造 業		33	27	5	8	6	46	79
酒 類 製 造 業		81	31	11		14	56	137
豆 腐 製 造 業		153	70	28	28	11	137	290
納 豆 製 造 業		14	2	1			3	17
め ん 類 製 造 業		607	91	86	25	13	215	822
そ う ざ い 製 造 業		880	280	123	45	69	517	1,397
添 加 物 製 造 業		59	26	14	15	5	60	119
清 涼 飲 料 水 製 造 業		49	28	12	5	4	49	98
氷 雪 製 造 業		16	17	2	2	2	23	39
氷 雪 販 売 業		66	32	13	16	8	69	135
合 計		45,444	32,886	10,566	9,504	6,793	59,749	105,193

監視数	31,876	34,985	6,654	5,390	5,251	52,280	84,156
-----	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------

(2) 許可を要しない施設数 (平成 23 年度末現在)

業 種	項 目	施 設 数						合 計
		兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	
給食施設	学 校	271	265	95	69	72	501	772
	病 院 ・ 診 療 所	199	158	53	32	29	272	471
	事 業 所	337	449	119	142	63	773	1,110
	そ の 他	1,188	692	250	186	205	1,333	2,521
	小 計	1,995	1,564	517	429	369	2,879	4,874
乳 さ く 取 業		453	58	2			60	513
食 品 製 造 業		869	637	174	35	42	888	1,757
野 菜 果 物 販 売 業		2,094	1,265	232	320	260	2,077	4,171
そ う ざ い 販 売 業		2,312	1,007	218	230	235	1,690	4,002
菓 子 販 売 業		3,523	1,890	513	575	339	3,317	6,840
食 品 販 売 業		3,856	2,494	544	1,217	394	4,649	8,505
添 加 物 製 造 業		10	4	3	3	2	12	22
添 加 物 販 売 業		1,498	235	97	176	222	730	2,228
器具、容器包装又はおも ちゃの製造業及び販売業		1,459	245	198	152	258	853	2,312
合 計		18,069	9,399	2,498	3,137	2,121	17,155	35,224

監視数	14,054	10,045	6,337	1,815	1,950	20,147	34,201
-----	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------

3 食品、添加物、器具容器等の試験検査実施状況（平成23年度）

	区 分	検査件数		検査項目数		不適不良 (件数)	不適不 良
食 品 の 添 加 物 の 検 査	穀類、野菜、果実等の残留農薬試験	200	(80)	60,600	(24,240)	1	0.5
	ピーナッツ等のアフラトキシン試験	30	(30)	120	(120)		
	器具及び容器包装の規格試験	30	(15)	60	(30)		
	米のカドミウム試験	35		35			
	輸入食品の指定外添加物等試験	40	(40)	445	(445)		
	輸入柑橘類等の防カビ剤試験	15	(15)	60	(60)		
	☆家庭用品（繊維製品）の試験	20		20			
	遺伝子組換え食品試験	10	(3)	10	(3)		
	アレルギー食品試験	5		5			
	国産食肉の残留農薬試験	12		2,304			
	輸入食肉の残留医薬品試験	15	(15)	475	(475)		
	輸入魚介類の残留医薬品試験	15	(15)	465	(465)		
	☆生食用かきのノロウイルス試験	16		16		2	12.5
	輸入チーズのリステリア試験	16	(16)	16	(16)		
	食品の放射性物質試験	66		198			
	（健康生活科学研究所実施分）小計	525	(229)	64,829	(25,854)	3	0.6
	その他収去試験： 健康福祉事務所検査室実施分（収去）	1,270	(18)	6,964	(113)	26	2.0
	その他収去等試験： ☆健康福祉事務所検査室実施分（試買）	18		18			
	その他収去試験 ：食肉衛生検査センター実施分	232		564			
	その他収去試験 ：その他検査機関実施分	22		66			
（その他収去等検査分）小計	1,542	(18)	7,612	(113)	26	1.7	
合 計	2,067	(247)	72,441	(25,967)	29	1.4	

☆は試買試験。（ ）内は輸入食品の内数。

4 と畜検査精密検査実施状況（平成23年度）

内訳	項目 精密検査 実施頭数	精密検査に基づく措置実施頭数															
		禁止			全部廃棄			一部廃棄			合格			合計			
		牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	禁止	全廃	一廃	合格
一般畜	1,362	0	0	0	73	58	1	33	1	0	661	534	1	0	132	34	1,196
病畜	243	0	0	0	129	2	1	31	0	0	78		2	0	132	31	80
切迫畜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,605	0	0	0	202	60	2	64	1	0	739	534	3	0	264	65	1,276

5 兵庫県食衛生管理プログラム（県版HACCP）認定制度の認定状況（平成23年度末現在）

	申請者	施設	所在地	認定区分	初回認定年月日
1	但馬養鶏農業協同組合	但馬養鶏農業協同組合	豊岡市	食鳥処理工程 (鶏肉)	平成15年3月26日
2	但馬養鶏農業協同組合	但馬養鶏農業協同組合	豊岡市	食肉処理工程 (鶏肉)	平成15年3月26日
3	沖物産株式会社	沖物産株式会社 食品加工場	淡路市	水産食品加工工程 (水産加工食品)	平成17年9月26日
4	株式会社 籠谷	株式会社 籠谷	高砂市	鶏卵選別包装工程 (鶏卵)	平成18年1月5日
5	社会福祉法人 枚方療育園	さくら療育園	三田市	大量調理工程 (給食)	平成18年3月27日
6	キューピータマゴ株式会社	キューピータマゴ株式会社 西宮事業所	西宮市	液卵製造工程 (液卵)	平成18年9月27日
7	株式会社デイリーエッグ	株式会社デイリーエッグ	赤穂市	鶏卵選別包装工程 (鶏卵)	平成18年9月29日
8	エスケー食品株式会社	エスケー食品株式会社 本社工場	神戸市	水産食品加工工程 (水産加工食品)	平成19年5月2日
9	ヤマサ蒲鉾株式会社	ヤマサ蒲鉾株式会社	姫路市	水産食品加工工程 (魚肉ねり製品)	平成19年7月31日
10	キューピー株式会社	キューピー株式会社 伊丹工場	伊丹市	液卵製造工程 (液卵)	平成19年10月17日
11	加東市	加東市学校給食センター	加東市	大量調理工程 (給食)	平成20年4月2日
12	南あわじ市	南あわじ市学校給食センター	南あわじ市	大量調理工程 (給食)	平成20年4月24日
13	株式会社蔵平水産	株式会社蔵平水産	美方郡香美町	水産食品加工工程 (水産加工食品)	平成20年5月30日
14	但馬養鶏農業協同組合	但馬養鶏農業協同組合 第2センター	豊岡市	食肉処理工程 (鶏肉)	平成20年11月13日
15	洲本市	洲本市立五色給食センター	洲本市	大量調理工程 (給食)	平成21年4月16日
16	株式会社 関西ポトリ	株式会社 関西ポトリ 第一成鶏農場GPセンター	姫路市	鶏卵選別包装工程 (鶏卵)	平成21年6月26日
17	株式会社 あみだ池大黒	株式会社 あみだ池大黒	西宮市	菓子・パン製造工程 (菓子)	平成21年7月30日
18	株式会社 関西ポトリ	株式会社 関西ポトリ 第二GPセンター	朝来市	鶏卵選別包装工程 (鶏卵)	平成22年3月19日
19	株式会社ウリュウ	株式会社 ウリュウ 鶏卵GPセンター	明石市	鶏卵選別包装工程 (鶏卵)	平成22年3月29日
20	エスフーズ株式会社	エスフーズ株式会社 姫路ミートセンター	姫路市	食肉処理工程 (牛肉)	平成22年4月22日
21	株式会社多幸	株式会社 多幸 たこせんべいの里	淡路市	菓子・パン製造工程 (菓子)	平成22年8月17日
22	株式会社今里食品	株式会社 今里食品	宝塚市	めん類製造工程 (ゆでうどん)	平成23年2月9日
23	株式会社田中屋食品	株式会社 田中屋食品	豊岡市	めん類製造工程 (半生そば)	平成23年2月9日
24	南あわじ市	南あわじ市養護老人ホーム さくら苑	南あわじ市	大量調理工程 (給食)	平成24年3月22日

6 生活衛生関係営業施設の監視状況（平成23年度県健康福祉事務所実施分）

区分	業種	1年当たりの必要監視回数	年度末施設数	要監視回数	監視実施回数	県平均監視率(%)
許可を要する業種	旅館・ホテル	1回 /年	1,683	1,554	1,835	118.1
	公衆浴場		619	589	641	108.8
	興行場		59	58	61	105.2
	計		2,361	2,201	2,537	115.3
届出を要する業種	理容所	0.5回 /年	2,081	1,015	1,090	107.4
	美容所		3,830	1,823	1,956	107.3
	クリーニング所		1,676	812	946	116.5
	計		7,587	3,650	3,992	109.4

※ 休業中の施設は監視対象としていないため、施設数(届出を要する業種は施設数×0.5)と要監視回数は一致しない。

7 動物愛護思想の啓発事業（平成23年度県動物愛護センター実施分）

(単位：回、人)

実施事業（カテゴリー別）	実施回数	受講人数
動物とのふれあい事業	882	20,877
園児対象啓発事業	7	400
小学生対象啓発事業	54	4,601
社会福祉施設出張啓発事業	3	47
動物愛護啓発セミナー	29	461
譲渡犬対象事業	30	908
その他	128	4,697
合計	1,133	31,991

8 適正飼養指導事業（平成23年度県動物愛護センター実施分）

(単位：回、人)

講習会等名	実施回数	受講人数
動物の譲渡会（県事業）	115	299
犬のしつけ方教室（県事業）	67	260
民間団体による犬のしつけ方教室	573	5,430
適正飼養講習会（県事業）	78	264
民間団体による適正飼養啓発講習会	4	45
合計	837	6,298

9 動物からの危害防止対策事業（平成 23 年度県動物愛護センター実施分）

（単位：回、人）

講習会等名	実施回数	受講対象	受講人数
動物取扱責任者講習会	5	動物取扱業者	590
動物関連専門学校講習会	10	専門学校生	413
合 計	15		1,003

《 用 語 編 》

用 語	解 説
1 許可を要する施設	食品衛生法第52条に基づき、人の健康に与える影響が著しく、公衆衛生に及ぼす影響が大きい営業として、政令で定められた34業種（飲食店営業、菓子製造業、食肉販売業等）に該当する営業を行おうとする場合に、当該施設ごとに知事の許可を受ける必要がある施設をいう。
2 許可を要しない施設	許可を要する営業以外の営業施設（野菜果物販売業など）のほか、営業以外の場合で不特定多数の者に食事を提供する集団給食施設（学校、病院、事業者、保育所等）をいう。
3 モニタリング機器	食品の加熱殺菌温度を測定する中心温度計や殺菌水の塩素濃度を測定する残留塩素測定器など、食品の製造・調理現場の工程管理状況の検証に使用する機器。HACCPの概念を応用した衛生管理を推進するため、日常的・継続的な点検を行う際に活用する。
4 HACCP	食品の衛生管理手法の一つ。食品の製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法である。危害分析重要管理点方式ともいう。
5 カンピロバクター	食中毒原因菌の一つで、家禽や家畜、ペット類の腸管に存在しているため、食品への汚染の機会が多い細菌で、鶏肉が原因食品になることが多い。発熱（38～39℃）、倦怠感、頭痛、下痢が主な症状で、潜伏期間は2～7日。
6 ノロウイルス	食中毒の原因となるウイルスの一つ。カキなどの二枚貝の生食により発症することが多い。感染者の便や嘔吐物を介して人から人への二次感染もある。主症状は、下痢、嘔吐、腹痛、発熱など。
7 クドア・セプテンブクタータ	食中毒の原因となる寄生虫の一つ。ヒラメなどの魚類に寄生し、寄生した食品を生食すると、食後数時間（4～8時間程度）で発症することがある。主症状は、下痢、嘔吐、吐き気。症状は一過性で、速やかに回復する。
8 スクリーニング検査	多数の中からある特定の性質を持つ物質・生物などを選別（スクリーン）するために行う検査
9 トレーサビリティ	食品の生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の情報を記録・保管し、食品とその情報を追跡できるようにすること。

用 語		解 説
10	リスクコミュニケーション	<p>リスクに関する正確な情報を、消費者、事業者、研究者、行政など関係者が共有し、相互に意思疎通を図ること。</p> <p>対象になっているリスクについて関係者が一緒に考え、情報・意見を相互に交換して了解事項を積み重ねることで、リスクを低減していくための共通の姿勢を持つことができる。</p>
11	クリプトスポリジウム	<p>原生動物の原虫類に属する水系病原性生物で、この原虫に感染した場合、典型的な水様性の下痢となり、発汗、腹痛を伴う。一般的には不顕性感染が多いが、免疫不全症（エイズ患者）では重篤な症状となる。</p>
12	レジオネラ属菌	<p>土壌、河川など自然環境中に生息する細菌の一つ。循環式浴槽のろ過器等で本菌が増殖し、ジェットバスや打たせ湯などで、微少な水滴となって空気中に浮遊した浴槽水に含まれる本菌を吸い込むことにより、肺炎型のレジオネラ症を引き起こすことがある。悪寒、高熱、全身倦怠感、呼吸困難などの症状を呈し抵抗力の弱い老人等では死亡する場合もある。</p>
13	シックハウス症候群	<p>高断熱、高气密という住宅構造とホルムアルデヒド等の化学物質によって引き起こされる目眩、吐き気、頭痛等を主症状とする健康障害。「新築病」とも呼ばれる。</p>
14	動物取扱業	<p>動物を取扱うことを業として行う者をいい、動物の愛護及び管理に関する法律第10条により、都道府県への登録が義務付けられている。販売（ペットショップ、ブリーダー等）、保管（愛犬美容、ペットホテル等）、訓練、貸出（ペットタレント派遣業等）、展示（動物園、体験乗馬等）の5業種がある。</p>
15	特定動物	<p>ライオン、ワニ、クマその他の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条により規定されている。飼育するためには、動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づき許可が必要である。</p>